

## 匝瑳市健康づくり推進協議会部会の運営について（案）

### 1 設置

匝瑳市健康づくり推進協議会規則（平成18年匝瑳市規則第112号）第8条の規定に基づき、匝瑳市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）に部会を設置する。

### 2 部会名

今回設置する協議会の部会名を匝瑳市がん対策推進計画策定部会（以下「部会」という。）とする。

### 3 目的

匝瑳市がん対策推進条例（平成22年匝瑳市条例第12号）第5条に規定する匝瑳市がん対策推進計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、専門的な見地から調査検討することを目的とする。

### 4 所掌事務

部会は、計画の策定に関し必要な一切の事項を所掌する。

### 5 部会員

部会員は、次に掲げる者のうちから、協議会の会長が指名する。  
（協議会規則第8条第2、3項）

- (1) 匝瑳医師会の推薦者
- (2) 匝瑳市歯科医師会の推薦者
- (3) 市民病院の職員（医師及び担当者）
- (4) がん関連団体の代表者
- (5) 海匝健康福祉センターの職員
- (6) 匝瑳市保健推進員会の推薦者
- (7) ちばみどり農業協同組合の推薦者
- (8) 学識経験者

## 6 任期

部会員の任期は、原則として計画の策定をもって終了するものとする。ただし、部会員に欠員が生じた場合の補充された部会員の任期も同様とする。

## 7 部会長等

部会に部会長を置き、部会長は部会員の互選により定める。（協議会規則第8条第4項）

部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。（協議会規則第8条第5項）

## 8 会議

部会の会議は、部会長が必要と認めるときに招集し、部会長が議長となる。（協議会規則第6条準用）

部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。（協議会規則第6条第2項準用）

部会の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。（協議会規則第6条第3項準用）

## 9 関係者の出席等

部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。（協議会規則第7条準用）

## 9 庶務

部会の庶務は、健康管理課において処理する。

## 10 その他

その他、部会の運営に関し必要な事項は、部会長がその都度定める。